

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

※受給には手続きが必要です。

☎ 福祉課福祉係(11番窓口) ☎64-1120

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給対象と申請の有無

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」の世帯

令和3年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入となった世帯
(家計急変世帯)

確認書を返送してください

令和3年12月10日時点で湯浅町に住民登録のある対象世帯に確認書を送付しています。
内容を確認し、同封の返信用封筒にて返送をお願いします。

申請が必要です

申請書と世帯全員の収入状況がわかる書類^{*}を提出してください。申請書は福祉係で発行しますのでお問い合わせください。^{*}令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票の写し等

令和3年1月2日以降に転入した等、税情報が確認できない場合は申請が必要となることがあります。

広川河口清掃を行いました

1月28日(金)、広川河口付近において、地元島之内区の皆さまを中心に約20名の参加により清掃作業を行いました。

この広川河口清掃は、湯浅町シロウオまつり実行委員会が中心となり、シロウオが遡上しやすい環境をつくるため、毎年1月下旬頃に実施しています。

ご協力いただきました皆さまありがとうございました。



第16回 紀州湯浅のシロウオまつり中止のお知らせ

☎ 湯浅町シロウオまつり実行委員会事務局 ☎22-3133

3月13日(日)に開催を予定していました「紀州湯浅のシロウオまつり」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、残念ながら中止することとなりました。何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。なお、「紀州湯浅のシロウオ月間」(2月19日(土)～3月21日(月祝))のシロウオ料理提供店舗紹介、シロウオ生体展示、シロウオ写真コンテスト等は実施いたします。

写真コンテストへの応募締切は3月31日(火)です。皆さまのご応募をお待ちしております!!
※詳細は、湯浅町ホームページ・湯浅町観光協会ホームページをご覧ください。